

# 日本イーライリリー イノベーション研究助成に関する契約書

日本イーライリリー株式会社(以下「甲」という。)と XXXXXXXX(以下「乙」という。)とは、以下のとおり乙に所属する[XXXXXXX](以下「研究代表者」という。)が実施する研究への助成(以下「本研究助成」という。)に関する契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## 第1条(目的)

- 1 本契約は、研究代表者が甲に応募申請した2026年X月XX日付「日本イーライリリー イノベーション研究助成 2026 研究概要」に記載の研究[XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX] (以下「本研究」という。) に対し、甲が研究助成金(以下「本研究助成金」という。)を支給するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本研究の研究助成期間は、本契約締結日から2028年3月31日までとする(以下「研究助成期間」という。)

## 第2条 (応募要領及び法令の遵守)

- 1 甲及び乙は、本研究助成が「2026 年度 日本イーライリリー イノベーション研究助成」に基づき実施する研究助成であり、本契約(日本イーライリリー指定の契約書式以外の書式は認められません)の締結によりはじめて成立し、これ以外の方式により成立しないこと、また、乙において研究助成金としての受入れができない場合(一般寄付、奨学寄付金、委託研究費または共同研究費など、研究助成金以外の方式・手続でしか受け入れできない場合)は、本研究が甲により研究助成の対象研究に採択された旨の通知された場合であっても、本契約を締結することができず、本契約が締結済みであっても遡及的に無効となることを確認し、同意する。
- 2 乙は、「2026 年度 日本イーライリリー イノベーション研究助成 応募要領」に規定される一切の事項を遵守すること、また、研究代表者及び本研究の共同研究者(以下「共同研究者」という。)にもこれを遵守させることを表明し保証する。
- 3 甲及び乙は、本研究助成の実施ならびに本研究の実施にあたり、日本国内外において適用される贈収賄等の汚職防止に関する法律、その他適用される全ての法令ないし規制を遵守するものとする。また、乙は、本研究助成が、乙における甲製品の処方・採用・購入等に関する意思決定ならびに製造販売承認、その他の法規制に基づく許認可等、甲の事業に関する意思決定に何らの影響を及ぼすものではなく、本研究助成金の受領の見返りに同社に対しいかなる便宜の供与を意図し約束するものでないことを表明し保証する。
- 4 乙は、乙、研究代表者または共同研究者が、本条第1項ないし第3項の規定ならびに本契約のいずれかの規定に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、直ちに甲の教育・研究助成事務局に通知するものとし、甲は、相当期間内に違反行為が解消しない場合や刑事罰の対象となる違反行為など違反行為が重大であると甲が判断する場合、本契約を解除することができる。甲が本契約を解除した場合、第4条第6項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、乙は第3条第1項に定める本研究助成金の全額を返還するものとする。

## 第3条 (本研究助成金の金額)

- 1 甲は、本研究の実施経費にあてるため、本研究助成金として、金XXXXXXXXXX円を乙に支払う。
- 2 甲は、本契約の締結後に、甲が乙に対し、助成金の交付を行うものとし、本契約以外の合意または書面に基づき甲から乙への助成金の交付が行われないことを確認する。
- 3 甲は、本研究助成金を本契約締結日の翌々月末日までに、乙の下記記載の金融機関口座へ振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

銀行名 : XX銀行 XX支店

口座名義 : XXXXXX

口座番号 : 普通預金 XXXXXXXX

## 第4条 (本研究助成金の使途)

- 1 乙は、本研究助成金を、乙以外の研究機関等に管理及び使用させてはならず、研究代表者が応募申請時に甲に提出した本研究に関する研究経費以外の用途に使用してはならない。また、本研究助成金は、遅くとも研究助成期間内に使用しなければならない。

2 乙は、本研究助成金を、以下の用途に使用してはならない。

- (1) 建物等の施設・設備の整備費用
- (2) パソコン及び電子機器類の購入、設備備品の購入費用、機器等の修理費用
- (3) ソフトウェア、システムの開発
- (4) 電子機器にかかる回線費用
- (5) 乙に所属する研究代表者及び共同研究者ならびに乙職員の、人件費、謝金、日当、会議費用
- (6) 本研究の発表を行わない国内学会または海外学会の参加費、旅費
- (7) 本研究の研究代表者以外の者が参加する国内学会または海外学会の参加費、旅費
- (8) 学会年会費
- (9) トレーニング、セミナー参加費、書籍・文献購入費 等、医療担当者の個人費用とみなされるもの

3 乙は、研究代表者が乙以外の機関または組織に異動する場合、速やかに異動の時期・異動先等の内容を甲の教育・研究助成事務局まで連絡しなければならない。

4 乙は、研究代表者が応募申請時に甲に提出した本研究助成金の使途費目及び経費内訳を変更する場合、または助成金対象の研究内容に重要な変更が生ずる場合、研究代表者をして、速やかに甲の教育・研究助成事務局に連絡しなければならないものとする。

5 乙、研究代表者または共同研究者が本条の規定に反して本研究助成金を使用した場合、甲は本契約を解除することができる。

6 乙は、第 1 条第 2 項記載の研究助成期間の終了時に本研究助成金の未使用の残金が存在する場合のほか、以下の各号に該当するものがある場合、当該金額を甲に対して速やかに返還するものとする。ただし、本研究が研究助成期間の終期の前に完了した場合、若しくは本研究が中止・解除・不可抗力等の事由により研究助成期間の終期より前に終了した場合は、乙は、本研究が完了または終了した時点で、甲に対し、未使用残金のほか、以下の各号に該当する金額を速やかに返還するものとする。

- 一 甲が支払った本研究助成金のうち未使用の残金
- 二 乙以外の研究機関で使用したもの
- 三 本研究の研究経費以外に使用したもの
- 四 「出張旅費等」のうち、研究者が学会等で本研究成果を発表する際の研究者の旅費以外に使用したもの
- 五 「出張旅費等」のうち、本研究助成金総額の15%を超える費用
- 六 研究助成期間外に納品された物品等の費用、または、研究助成期間外の学会発表の費用
- 七 申請書に記載の使途以外で使用したもの、ただし事前に甲が認めたものは除く
- 八 研究代表者が何らかの理由により本研究を継続できなくなった日から起算した助成金の未使用分

#### 第5条（助成金使途報告）

1 乙は、研究代表者をして、甲に対し、遅くとも2028年4月末日までに、本研究に関する助成金使途報告書を提出させるものとする。ただし、本研究が研究助成期間の前に完了した場合、若しくは本研究が中止・解除・不可抗力等の事由により研究助成期間の終期より前に終了した場合は、乙は、本研究が完了または終了した時点で、研究代表者をして、甲に対し、助成金使途報告書を提出させるものとする。本研究助成金の具体的使途に関する支払証憑は、乙（研究代表者または乙事務局等）において保管し、甲が写しの提出を求めた場合には、速やかに提出に応じなければならない。

2 研究代表者が、やむを得ない事由なく、前項の規定に反して、期限内に助成金使途報告書を提出せず、若しくは甲が求めたにもかかわらず証憑の写しを甲に提出しなかった場合、乙は第3条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

3 甲は、乙の本研究助成金の使途に疑義がある場合は、自らまたは甲の指定する者により、助成金の使途について、実地または書面による監査を行うことができる。

#### 第6条（本研究の実施）

1 本研究の詳細は、研究代表者が応募申請の際に甲に提出した本研究の研究概要に記載のとおりとする。

2 甲は、本研究の進捗状況及び会計等について、乙に対し書面による報告を求めることができる。

3 助成対象者として相応しくない研究代表者または共同研究者の行為(研究不正等)、研究代表者が甲に提出した「同意書」記載の重大な違反行為及び「透明性確保のための質問票」に虚偽の記載があった場合、乙は、第3条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

#### 第7条 (権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡・移転し、承継させ、または質権その他の担保の目的に供してはならない。

#### 第8条 (不可抗力等)

- 1 天災地変その他甲乙いずれの責にも帰しえない事由(以下、「不可抗力」という。)により、本契約の全部または一部の履行が遅滞・不能となった場合、甲及び乙は、速やかに相手方に対しその旨を通知するものとし、当該不可抗力が存続する限度において、本契約に基づく義務(不可抗力により履行が遅滞または不能となった義務に限る。)の不履行に基づく責任を免れる。
- 2 前項の場合は、甲及び乙は、双方協議のうえ、本契約の全部または一部を解除若しくは変更することができる。

#### 第9条 (研究成果の公表・研究報告書の提出)

- 1 乙は、研究代表者ないしその他の研究者により、本研究の成果を外部公表する場合、「2026年度 日本イーライリリー イノベーション研究助成」に基づく研究助成を受けている旨明記させるものとし、研究代表者をして、公表された論文の別刷または学会発表の抄録を甲に提出させるものとする。
- 2 乙は、研究代表者をして、本研究に関する論文を投稿する場合、事前に甲に報告させるものとする。
- 3 乙は、研究代表者をして、甲に対し、遅くとも2028年4月末までに、本研究の研究結果に関する研究報告書(以下「研究報告書」という。)を提出させるものとする。乙は、研究代表者が甲に対し、同期限内に研究報告書を提出しない場合、乙に所属する者(本研究の研究代表者に限られない)が2029年度に甲が実施する研究助成制度に応募申請できないことを了承する。
- 4 研究代表者が、やむを得ない事由なく、前項の規定に反して、期限内に研究報告書を甲に提出しなかった場合、乙は第3条第1項に定める助成金全額を甲に対して返還するものとする。

#### 第10条 (透明性開示に関する同意)

乙は、甲が、日本製薬工業協会の透明性指針等に基づく甲の透明性開示規程に従って、本研究に関する以下を含む情報を、甲のウェブサイト等を通じて開示・公開することに同意する。また、乙は、甲が本研究助成に関する選考審査の結果を甲のウェブサイト等を通じて開示・公開することに同意をする。なお、この同意は、事由のいかんを問わず、撤回され得ないものであることを確認する。

- 一 乙の施設名
- 二 甲の会計年度中に甲が乙に支払った研究費の件数及び総額
- 三 本研究の題目、研究代表者の氏名

#### 第11条 (反社会的勢力の排除等)

- 1 甲及び乙(甲または乙の代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。また、乙については、研究者を含む。以下同じ。)は、相手方に対し、自らが次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、併せて「反社会的勢力」という。)であること、または反社会的勢力であったこと(ただし、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合は除く。)
  - 二 反社会的勢力と密接な関係を有する(反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共存者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、または反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。)こと、または有していたこと(ただし、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。)

- 三 反社会的勢力に協力若しくは関与していること、または自らの経営に反社会的勢力が関与していること
  - 四 直接または第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
  - 五 直接または第三者を介して、風説を流布されまたは偽計若しくは威力を用いられたことにより、信用を毀損されまたは業務を妨害されたとき、その他これらに準ずる行為を行うこと
  - 六 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- 2 甲及び乙は、相手方が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれかに該当すると判明した場合、催告その他いずれの手続きを要することなく、本契約を解除し、併せて自らが被った損害の賠償を相手方に請求することができる。なお、本契約を解除した甲または乙は、かかる解除により相手方に損害が生じても何らこれを賠償または補償する責を負わない。
- 4 前項に基づき、甲が本契約を解除した場合、乙は、本契約が解除されることになった時点において、第3条に基づき支払われた助成金のうち、未使用の助成金がある場合の当該未使用助成金を甲に対して返還するものとする。

#### 第12条（利益相反等）

- 1 乙は、本研究との間に利益相反が生じるおそれのある事項であって甲に開示していないものは存在しないことを、表明し保証する。  
なお、「利益相反が生じるおそれのある事項」とは、以下に掲げるものを含むが、これらに限られない。
- 一 研究代表者又は共同研究者が甲の医薬品の製造承認、効能追加等の承認審査や安全性情報に影響を有する公的役職に携わっていること
  - 二 本研究との間に利益相反を生じるおそれがあるコンサルティングその他の業務を研究代表者又は共同研究者が第三者から受託していること
- 2 乙は、本研究期間中に、本研究との間に利益相反が生じ、またはそのおそれが生じた場合、研究代表者もしくは共同研究者をして、可能な限り速やかに甲に通知しなければならない。甲は、当該通知を受けた場合、もしくは自ら利益相反が生じるおそれのある事項を知った場合、乙、研究代表者または研究共同者に対し、利益相反解消のための適切な措置を求め、乙、研究代表者または共同研究者が利益相反解消のための適切な措置を講じない場合、甲は本契約を解除することができる。

#### 第13条（機密情報の保持）

- 1 甲及び乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上若しくは技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたもの（以下、併せて「秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持するものとし、本契約の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。なお、口頭または視覚的方法によって相手方に開示した秘密情報については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に書面で通知しなければならない。
- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当する情報には適用しない。
- 一 相手方から開示を受けまたは知得する以前に、既に所有していたことを証明できるもの
  - 二 相手方から開示を受けまたは知得する以前に、既に公知であったもの
  - 三 相手方から開示を受けまたは知得した後に、自己の責に帰さない事由により公知となったもの
  - 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に取得したことを証明できるもの
  - 五 法律上開示を要請されたもの
- 3 甲及び乙は、本研究実施のために秘密情報を知る必要のある従業員のみ秘密情報を開示するものとし、秘密情報を開示した者の本条第1項の義務の厳守について、相手方に対し責任を負うものとする。

#### 第14条（本契約期間）

- 1 本契約は、本契約の締結日から効力を発生し、内容に不備のない第5条第1項(助成金使途報告)及び第9条第3項(研究報告)に基づ

く報告書が甲に提出・受理されるまでの期間、有効に存続する。なお、本契約が終了した後といえども、第13条の規定は本契約終了後5年間なお有効に存続し、第2条第4項、第4条第6項、第5条、第6条第3項、第7条、第9条ならびに第17条の規定は、なお有効に存続する。

2 事由の如何を問わず、本契約が終了した場合、乙は、甲より開示を受けた情報の全部につき、速やかに甲に返還し、または甲の指示する方法によって処分する。

第15条（協議事項）

本契約について疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第16条（書面の原則）

本契約にかかる変更、通知、報告、解除、申出、承諾等は、書面によらない限り、その効力を生じない。

第17条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため本契約書2通作成し、甲及び乙が記名押印後、各自1通を保有する。

2026年 月 日

甲： 兵庫県神戸市中央区磯上通 5-1-28  
日本イーライリリー株式会社  
代表取締役社長 シモーネ トムセン

乙：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX